

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5 月24日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第 6 号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条中第20号を第21号とし，第15号から第19号までを 1 号ずつ繰り下げ，第14号の次に次の 1 号を加える。

(15) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関すること。

附 則

この公安委員会規則は，平成19年 6 月 1 日から施行する。